鳥取縣公報 火金 曜日發行(時八翌日)	第二章 豫	第五節 縣 金 庫	第四節 物品出納員	第三節 縣出 納 員	第二節 收支命令者	第一節 通 則	第一章 總 則	鳥取縣會計規則目次	鳥取縣知事 西 尾	昭和二十五年六月一日	鳥取縣會計規則を次のように定め	縣規則		規則	表面表		
SWITCHEST AND								and the second second	愛治	nez yolu muka sunda sa	8						
(第三種郵便物認可)(昭和四年四月十五日)	第五章 决 算	第五節 雜 則	第四節 定 額 戾 入	第三節 支出の特例	第二節 支 拂	第一節 總 / 則	第四章 歲 出	第四節 拂 戾	第三節 收納	第二節 徵 收	第一節 總 則	第三章 歲 人	第二節 豫算の執行	第一節 豫算の要求	號.	昭和二十五年六月一	
					·										.	木曜日	

第六章

契

約

第三節 第二節

第八章

物

出納長及び縣出納

貝

第一節

第二節

第三節

歲入歲出

外現金及び有價證券

第三節

指名競爭契約

一般競爭契約

第四節

意

第七章

歳入歳出外現金及び有價證券

昭和二十五年六月

(第三種郵便物認可)

昭和二十五年六月一日 (第三種郵便物認可)

第七節

則

金

第三節

第五節 第四節 入歲出外現金

第六節

第七節

金

第八節

則

第五節 第四節

第六節

引

第五節 第三節 第四節

第十三章

則

則

第

現 金

金 納出

則 査 庫

第十四章 第三節 第二節

實

地

檢 檢

査 査

第十五章

支拂通知の認證

則

收支命令者

廨とは地方事務所、縣立の各學校、試驗場等で知事が指定したものをいう。

(昭和二十二年二月鳥取

この規則において課とは、本廳の各課(局を含む以下同じ)及び教育委員會事務局の各課をい

縣の會計は、法令その他別に規定あるものを除く外、すべてこの規則による。

縣告示第五十八號參照)

第二條

各解及び鳥取市、 米子市においての收支の命令は、 その委任を受けた廨長及び地方事務所長

である事務更員がこれを行う。

廨長が缺員の場合又は廨長に事故があるときは、

知事が指定した吏員、職員(以下單に吏員とい

ことはできない。 にその事務を代理せし める。但し、單に自ら事務を執らないことを理由に してその責任を免れ

第三 節 縣出納員

第四條本廳及び各廨、鳥取市米子市に縣出納員を置く。

第五條 る縣出納員、 縣出納員は、知事がこれを命ずる。但し、鳥取市にあつては、岩美地方事務所主任縣出納員であ 米子市にあつては、 西伯地方事務所主任縣出納員である縣出納員をもつてこれに充て

 $\mathbf{2}$ 出納員)は、その廨及び當該市に屬する出納その他の會計事務について、 (昭和二十二年十月十九日定例議會において同意) は特に命ぜられた出納その他の會計事務につき、 各解及び鳥取市、 米子市の縣出納員(縣出納員を二人以上設置している廨にあつては、 出納長の事務の一部を委任せられたものとする。 又他の縣出納員にあつて 主任の縣

ればならない。 縣出納員は法令及び規則の定めるところにより、 現金、 有價證券及び物品を出納保管し

第四節 物品出口

各課に、 その課需用の物品を取り扱わし めるた め物品出納員を置く。

 $\mathbf{2}$ 前項の物品出納員は、 各課の經理事務を擔當する係の長である事務吏員をもつてこれに充てるも

のとし、別段酵令を用いないものとする。

第八條 3 責に任じなければならない。 各課長は、 物品出納員は、 第一項の物品出納員の異動の都度、その職氏名を、出納長に通知しなけばばならない。 この規則の定めるところにより、 當該課需用物品の出納保管に關する一切の

00421

第五節縣金庫

第九條 金庫の名稱、 位置、 出納區域及び取扱者は、 別にこれを定める。(昭和二十四年七月鳥取縣告

示第四百二號)

二章

一節 豫算の要求

第十條 各部長及び教育委員會は、 毎年度その主管に屬する歳入歳出豫算要求書(様式第一号、

号)(以下單に第 号という)を前年度十一月三十日までに、 知事に提出しなければならない。

第十一條 歳入歲出追加更正の必要があるときは、 その都度 知事に 要求し なければならない。(第三

号)

ポニ節 豫算の執行

第十二條 各廨長をして所屬の歳入歳出豫算を執行せしめようとするときは、 その豫算を令達するも

のとする。(第四号)

第十三條 の承認を經なければならない。 各課長及び各廨長において、 但し、各廨においては特に指定し 豫算に定めた各費目の金額を流用する必要があるとき tz 費目に係る も の 1外は、直ち 知

昭和二十五年六月

鳥取縣公報

きは直ちに、 に、これを流用して、 各課長は、 出納長に通知しなければならない、(第四号、 前二條の規定により その費目、金額及び 事由を詳具し 豫算の令達せられたとき及び豫算流用の承認があつたと て知事に報告しなけれ 第五号) ばならない。(第五 号)

 $\mathbf{2}$ 納員に提示しなければならない。 各解長は、 前二條の規定により、 **豫算令達を受けたとき及び豫算流用の承認を經たと** きは、 縣出

第十五條 長及び各廨長は、 ればならない。 收入濟又は支出濟に係るもので、その年度、 直ちに、 收入(支出) 更正仕譯書 (第六号)を出納長及び縣出納員に回付しなけ 會計名、 科目等に誤りがあつた ときは、

2 (第六号の二) 出納長及び縣出納員は、前項の收入(支出)更正仕譯書の回付を受けたときは、速かにこれが手續 年度 を縣金庫に送付しなければならない。 (會計) 更正の ため縣金庫保管金に 異動を生 するも のは、 年度 (會計) 更正通 知書

第十六條 より難い事由を生じたときはその都度知事の指揮を請わなけれ 備品費 消耗品費等費途區分の錯雑し易いものは別に定めるこころ ばならない。 による。 若し、

するものがあるときは、 災害、 事變その他避くことのできない事由に因り年度内に竣工を了せない事業の繰越を要 毎年度三月二十日までに繰越計算書を知事に提出しなければならない。(第

第十八條 繼續費い毎年度支拂殘額を翌年度に繰越を要するときは、 四月十日までに、線越計算書を

第十九條 日までに出納長に回付しなければならない。 各課長において、 各課長は、 第十三條乃至第十八條に關する書類その他豫算執行に關する一切の書類は、 繼續費の繰越を必要と認めた

2

知事に提出

しなければならない。(第八号)

ささは、

知事の承認を經た繰越計算書を四月三十

務部長並びに出納長に合議しなければならない。 崴

Ξ 章

入

則

第二十條 法令及びこの規則の定める當該吏員でなけ n ば 縣稅、 その他の蔵入を徴收又は收納する

ことができない。

節

收

第二十一條 しなければならない。 縣稅外の歳入は 別段の規定又は契約があるものを除く外、 左の期限に よりこれを徴收

年をもつて定めたものはその年度分を徴收確定の日より三十日以内

月をもつて定めたものは徴收確定の日より十日以内

日をもつて定めたものはその初日

諸竇拂代金は物件交付前

前各號の外は納額告知書發行の日より十日以

第二十二條 收支命令者が、 歳入を徴收し ょ 5 ح するときは、 左の事項を調査决定しなけれ ばなら

- 法令に違うことはない
- 所屬年度及び歳入科目に誤り はないか
- 金額及び數量は適正であるか

第二十三條 付書(第十四号)により納入せしめなければならない。 收支命令者は、 前條の決定をしたときは、 納人に對し、 但し、 出納長又は縣出納員に卽納せし 納額告知書 (第十一号) 又 は納 める

出納長及び縣出納員に對する收入命令は、 場合は、 口頭をもつて納入の告知をすることができる。 原議の合議により、 これがなされたものとみなす。

第二十四條 届け出なければならない。 納人において、 納額告知書を亡失、 き損したときは、その旨、これを發した收支命令者に

2 なければならない。但し、 、前項の届け出があつたときは、再發行と記載し 納付期日は、 これを變更しない。 た納額告知書 (第十一号) を再

發し

3 第二十五條 收入湾であるどきは 前項の規定は、 發送した納額告知書 これ 納額告知書 が訂正方を出納長 現金納付未濟である場合は、 (第十一号) 又は納付書 (第十一号) 縣出納員及び縣金庫 が納人に到達しない場合にも、これを準用する。 直ちに訂正の手續をなし、 (第十四号) の記載事項に誤りがあ しなければらな 既に納付濟又は

第二十六條 のがある 當該更員へその徴收を囑託しなければならない ときは、 收支命令者は、 直ちに督促狀を發し、 地方自治法第二百二十五條の縣稅外蔵入金をその納期内総納付しない なお、 完納しないときは、 速かに納入居所又は住所の所轄

2 を準用する。 前項の督促及び滯納處分につい ては、 縣稅賦課徵收條例及び縣稅賦課徵收條例等施行規則の規定

 \equiv 收

第二十七條 付しなければならない。 納額告知書 (第十一号) を受けだ納人は、 但し 納人の便宜により、 指定以外の縣金庫に納付することができる。 その告知書に現金を添えて指定の縣金庫に 納

 $\mathbf{2}$ 納額告知書及び現金を添えて、 前項但書により、 指定以外の縣金庫に納付しようとするときは、 縣金庫に差し出さなければならない。 振替納金請求書 (第十三号) 13

3 納付書により納付する場合も、また、前二項に同じ。

第二十八條 口頭をもつて納入の告知を受けた納人は、 出 納長又は指定の縣出納員に納付しなけ n ば

きものに つ い ても、また、同様とする。)

出納長及び縣出納員は、

時機により歳入金を直ちに收納することができる。(調査决定な

第二十九條

納 人に おい T 四 過誤納金の還付を請求しようとする 戾 さきは 請求書を當該收支命令者に差

(第三種郵便物配可

鳥取縣公報

號

外

昭和二十五年六月

日日

(第三種郵便物認可)

し出さなけれ ばならない

2 出納閉鎖 收支命令者 後にあつては、その は、 前項の 請求書を受けたときは、 事由を付して知事に提出し 直ちに、 なければならない。 これを還付しなけ ればならない。

過納 誤納となつた金額の拂戾 しの方法は、 歳出金支拂の規定を準用する。

四

債主は、 すべて、 営該收支命令者に請求書を差し出さなければならない

債主で 前項の請求金額は、 便宜 の地に 於て現金を受領しようとするときは、 これを改めなおすことができない。 その旨請求書に附記 しなければならな

なすことができる。 いものは、債主の請求をまつことなく、 諸給 交付金、 獎勵金、 謝金、 直ちに、 慰問金 支出仕譯書(第十五号)により支拂手續を その他 これに類するも の又は請求書を提

この規則に定めるところにより支拂の手續をなさしめなければならない 前項の命令の あつた經費の支拂をしようとするときは、 その所在地を管轄する縣金庫に對して、 0 出納長及び縣出納員は、 支

收支命令者は、經費の支出をしようとするときは、出納長又は縣出納員をして、

法令及び

第三十三條

第十七号)を發しなければならない。

縣出納員の發する支拂通 知 (第十六号、 第十七号) には第二で五十條に定め

3 本廳は別に支拂の方法を定めることができる。

る支拂通知認證員の認證を受けなければ

ならない

第三十四條

出納長及び縣出納員は、

支拂

通知

(第十六号、

第十七号)

を發する前に左の事項を調査

なければならない **豫算の目的に違うことはない**

金額に違算はない

 \equiv を超過すること は

四 所屬年度及び支出科目に 誤り は な b

五 時効經過のものではない

六 法令に違うことはない

債主は正當であるか

その他必要と認めた事項

第三十五條 質を有する 給與並びに所得稅法第四十二條第一項に規定する事業所得となる 出納長及び縣出納員は、 T 國庫納金、 所得稅及び國家公務員共濟組合法による組合員 報酬 恩給、 諸手當、 退職給與金及びこれらの性 報酬又は料金の支拂を 0) 掛金の引

引去金額 を控除 した殘額 を参画 金額とする支拂通 知 7十六号

外

昭和二十五年六月

00428 3 2 号 昭

しな

ればならない。

- 号)を縣金庫に交付し、 縣納金は、收支命令者を受取人と 振替拂込みの手續をなさしめなければならな 蔵入科目に振 替を要する 旨を記載した支拂 通知 (第十
- 3 れも日本銀行又は郵便局に拂込の手續をしなければならない。 知書の送付をまち、 記載した支拂通知 |國庫納金及び所得稅は、出納長又は縣出納員を受取人とし、 (第十七号)を發し、 又所得税は、翌月十日までに所得稅法に定める納付書及び計算書を添えて、 縣金庫に寄託し、 國庫納金は、 歳入歳出外現金に振替を要する旨を 巌入徴收官の發する納入告 何
- 4 なさしめなけ 濟組合鳥取縣支部長)を受取人とした送金拂の支拂通知(第十七号)を縣金庫に發し、納付の手續を 合員の掛金は、 n ばならない。 地方職員共濟組合鳥取縣支部長(公立學校職員にあつては公立學校職員共 但し、 第四十條に定める歲出金支拂通知書(第十九号)は送付しない
- 5 準用する。 第二項の規定は他の會計に繰入のため歳入を下戻し又は經費の支出をしようとする場合にこれを

第三十六條

前條

第一項及び第二項の規定は、

民法の規定により、

縣の債務の

部につき私人の債務

第三十七條 との間に相殺のあつた場合の支拂をしようとするときに、 出納長及び縣出納員は、 縣金庫をして、 その支拂の手續をなさしめなければならな 隔地の債主及び同一支出科目より數人の これを準用する。 僨 主に支拂をし

第四十條 第三十八條 第三十九條 を記載し、 金庫に交付する支拂通知 (第十七号)には、債主の氏名、 出納長及び縣出納員は、隔地の債主又は同一支出科目より數人の債主に支拂わなけれ 別に各債主の金額氏名表(第十八号)を添付しなければならない。 出納長及び縣出納員が數人の債主に對して同一支出科目より支拂をなさしめるた 出納長及び縣出納員が隔地の債主に支拂をなさしめるため、 (第十七号) には、 支拂場所及び送金を要する旨を記載しなければならない その合計金額を券面金額とし、 縣金庫に交どする支拂通 これが支拂を要する旨 知

その旨通知しなければならない。 しなければならない。 (第十七号) 但 を發したときは、別に蔵出金支拂通知書(第十九号)を各債主に 電信送金の場合においては、 歳出金支拂通知書に代え、 電信をもつて 送付 ばな

なおすことができな (第十六号、 第十七号)歲出金支拂通知書 (第十九号) の金額は、 これを改 め

六号)を懸金庫に送付しなければならない。 歲出金支拂通知書 出納長及び縣出納員は、 出納長及び縣出納員は、 (第十九号)を直接交付するときは、 債主に支拂通知 支拂通知 (第十六号) を發したときは、 (第十六号) 但し、 隔地の債主及び同一科目より 変付簿 を交付するときは、 (第二十号) その都度、 に捺印 その領收證書 せ の債 L め 通

外

に支拂をし

ようとするとき又は振替拂込をなさし

めると

きは、

この限りでな

第四十四條 なければならな 及び金額氏名表 直ちに 納長及び縣出納員は、 (第十八号)の記載事項に誤りがあることを發見したときは、 その訂正の手續をなし、 支排通知 既に支拂湾であるときは、 (第十六号、 第十七号) 歲出金支拂通知書(第十九号 その訂正方を縣金庫に請求し 現金が支拂未濟であ

第四十五條 長又は當該縣出納員に届け出なければならない 支拂通知又は蔵出金支拂通知書に指定した縣金庫の證明 受取人は、 支拂通知 (第十六号)又は (第二十一号) を受け、 その旨、 出納 ح ž

- $\mathbf{2}$ 通知又は蔵出金支拂通知書を添えて、 受取人は、 支拂通知(第十六号)又は蔵出金支拂通知書 その旨出納長又當該縣出納員には届け出なけれ (第十九号) をき損したとき は、その ばならな
- 3 O) 出納長及び縣出納員は、 支拂に必要な證明(第二十一号)をしなければならない。 前二項の屆出を受けた場合において、現金が支拂未濟であるときは
- 用する。 前項の規定は、 送付した支拂通知、 巌出金支拂通知書が正當債主に到達しない場合にもこれ

第四十六條 縣金庫において、既に支拂をなしたことを確めたときは、 當該收支命令者に、 出納長及び縣出納員は、 出納長及び收支命令者は、 受取人の受領前亡失した支拂通知及び蔵出金支拂通知書によ 速かに事情を詳具し、 知事に報告しなければならない 各解の縣出 納員に

11

第四十七條 左に掲げる經費とする°(昭和二十二年十月十九日定例議會議决) 資金前渡をなすことのできる經費は、 地方自治法施行令第百五十條に定じるも Ø の外、

官公署に對して支拂うべき經費

00431

卽時支拂をしなければ購入又は借入をなし難い經費

講習會 協議會等諸會合に要する經費

第四十九條 第四十八條 資金の前渡を受けた職員は、 常時の費用に係る資金の前渡は、 債主より支拂の請求を受けたときは、 毎月 一月分の豫定額を超過してはならない。 その請求は正當であ

ければならない。 るか、 資金の交付を受けた目的に違うことはない かを調 査 Ī, その支拂をなし 領收證書を徴さな

常時に資金前渡を受けている職員は、手持ち殘金を月々繰越使用し、

出納閉鎖期限三十日前までに、 臨時に資金の前渡を受けた職員は、 返納手續を執らなければならない。 支拂完了後五日以内に、その精算をしなければならな なお残餘を生する場合は、

第五十條 前項の 掲げる經費とする。(昭和二十二年十月十九日定例議會議决) 精算完了後でなければ、 概算拂をなすことのできる經費は、地方自治法施行令第百五十一條に定めるものの 次の前渡をするここができない 外、左に

ため即時支拂を必要とする經費、

接待費等これに類する經費

(第三精郵便物配可

昭和二十五年六月

(第三種郵便物認可

(第三種郵便物認可)

昭和二十五年六月一

合に限る。 前項に よる旅費の概算拂をすることができるのは、 特別の事由ある場合は、 この限りでない。 回の 出張日數が三日以上で宿泊を要する 場

第五十一條 その費額决定後五日以内に、 その精算をしなけ れば ならな

第五十二條 前項の 精算完了後でなければ、次の概算拂をすることができな 資金前渡を受けた者並びに旅費その他の概算拂を受けた者が、 その

返納告知書 (第二十二号) により返納しなければなら 精算をした結果殘餘

第五十三條 出來形拂によるもの又は特別の事情により知事の承認を得たものはこの限りでない。 購入又は借入に要する經費で、 地方自治法施行介第百五十二條に規定する前金で支拂をしな 前金拂をなし得る限度は、 契約金額の三割以内とす けれ ば契約をなし 30 但し、 が請

第五十四條 ることができる 左に掲げる經費については、 收支命令者の承認を受け、 縣の職員において、 立替拂をす

2 前項の承認を受ける暇がなく、 立替拂をした場合においては、 歸廳後直ちに、 追認を受けな け n

出張地において支拂を要する通信運搬費等。

その他特に必要と認める經費。

定 額 入,

第五十五條 支命令者は、 經費の定額に戻入をなさ しめようとするときは、

第五十 頭をもつて返納の告知をすることができる。 (第二十二号)を發しなければならない 返納告知書には、 その發行の日より十日以内の期限を指定しなければならない。 但 į 出納長又は縣出納員に即納せりめる場合は

口

第五十七條 この章に定めるものの外、 定額戾入に付ては、 蔵入に關する規定を準用する。

五.

第五十八 瞪憑書の當該科目末尾に編綴しなければならない。 の報告を受けたときは、 出納長及び縣出納員は第百八十一條の規定により縣金庫より出納期限内に支拂を了 直ちに未拂戾入仕譯書 (第八十五号) を作製しその年度最終の支出

 $\mathbf{2}$ 受取人は、 再下付を申請しなければならない。 叉は歳出金支拂通知書 出納 閉鎖期までに、 (第十九号) 現金を受領しなかつたときは、 を添えて出納長又は當該縣出納員を經由、 その事 由を具し、 支拂通知 收支命 令者 (第

各廨の收支命令者は、 證憑書類を添えて、 過年度に屬する支出を要するものがあるときは、 これを知事に、 提出しなければならない その 金額、 年度

收支命令者は照較の用に供するため、 その印鑑を所屬縣金庫に通知しなければ ならな

(第二十四号) (第二十五号) を 米子市の縣出納員 當該收支命令者を經 は 毎年度そ 曲 翌年度六月十五日までに、 0) 所管に **屬する 巌入及び巌出决算書** 出納長

H

から三日以内に、

納付しなけれ

ばならない

T

は

保證金の全部又は一

部の納付を発除するこ

昭和二十五年六月一日

(第三種郵便物認可)

一八

b

0

00434

翌年度六月十五日までに出納長に 各課長は、 毎年度そ の所管に屬する巌ス及 提出しなけ n X ばならな 歲出計算書 (第二十四号の二) (第二十五号の二)を

第六十二條 出納長は毎年度蔵入及び蔵出决算書を八月卅 一日迄に知事に提出しなければならない。

約

則

第六十三條 ればならないっ 賣買、 但し、 貸借、 法令で定める場合及び議會の同意を經たものについ 請負その 他の契約をしようと するきは、 す ~ て、 ては、 公告して競爭に付さな 指名競爭に 付 し又なけ

は随意契約によることができる。

第六十四條 る保證金の處分、 契約をしようとするときは、 左に掲げ 危險の負担、 る場合におい その他必 ては、 契約書の作製を省畧することができる。 契約の目的、履行期限、 要な事項を詳細に記載し た契約書を作製 保證金額、 契約違反の場合に しなけれ ばならな お v

三萬圓を超えない指名競爭契約又は隨意契約をなすとき、

直ちに契約の履行をなし得るもの。

官公署、 その他公共團体と契約をなすこき。

契約の 一部を變更したときはこれを證する書面を徵さなけ n ばならない。

第六十五條 約を結ぼうとする者は、 契約金額の十分の一以上の保證金を落れ週知を受けた

3 2 どができる。 指名競爭に付し又は隨意契約による場合におい

保證金は、 知事が適當と認めた有價證券をもつ て代用 することができる。

但し、 無記名の ものでなければならない

4 前項の場合において有價證券は時價の十分の八をもつてこれを換算する

第六十六條 契約をした者は、 その契約の履行を第三者に譲渡することができない。

第六十七條 ない 契約 をした者は、 工事の執行 叉は物件の 製造に 7 **Ž**, 縣の指揮監督に從わなけ ば

第六十八條 左に掲げる場合は 縣は契約を解除することができる。

契約 期間 契約 履 行 の見込みがな

₹ 正當な事由がなく の締結及びその執行について不正 して縣の指揮監督に從わないと の行為があった ح

したとき

その他契約に違反

2 ができない 前項に 定める場合の外、縣の都合に より契約を解除することがあるが、 相手方は、 これを拒むこと

前項に 契約を解除したときは、 別段の契約がある ものを除く外、 その損害に對し縣は相當

鳥取縣公報

號

外

昭和二十五年六月一

(第三種郵便物認可

一九

(第三種郵便物認可)

六十九條 は期間の延長を求めるこ 天災事變その他正當の事由に どが できる。 契約期間内に、 その 履行を了ることがで きな しっ

第七十條 約金を徴收する。 契約期間 内に契約の履行を了らな 縣の債務と相殺して、 天災事變その他正當の事由により なお不足があるときは、これを追徴する。 ときは、遅延日數一日に付き、契約金額の 延期を認めた場合は、 この 千分の 限 りでない。 0 違

2 において、 前項の違約金は、 これを還付する。 保證金、 契約の履行を了り、 但し、 還付の時期を定めたものはこの限りでない。 若しくは、 第六十八條第二項により製約を解除し たとき

 $\mathbf{2}$ があるときは、これを追徴する。 第六十八條第一項の規定により契約を解除したときは、 その保證金は縣の所有となし、 な お損害

第七十二條 該工事、 その調書を作製せしめなければならない。 若しくは、 工事若し 製造の完了又は物件の完納の後、 は物件の製造又は買入れ で、 その代價が拾万圓を超えるものに これを監督又は檢査した職員又は技術者をし つい T

2 の一部分を支拂おうとするときは 契約により工事若しく 製造の既納部分又は物件の既納部分に對し、 これを監督又は檢査した職員又は技術者をして調書を作製せし 完濟前又は完納前 に代價

Ç. て、 請負人から提出した、 明細な類があるときは、 これを證明して、

代用することができる。

前各項の調書に基かなければ支拂をすることができない。

第七十三條 できる。 代價の十分の八、 性質上 前條第二項の場合における支拂金額は、 可分の工事又は製造における完濟部分に対しては、 物件の買入については、 その既納部分に対する代價を超えることができない。 工事又は製造について、 その代價の全額までを支拂うこと その既濟部分に對する かゞ

第七十四條 前二條の規定は工事又は製造以外の請負契約の全部又は一部の履行に対し支拂をする場

合にこれを準用する。

第二節 一般競爭契約

第七十五條 一般競爭入札に付する場合第七十六條第七十七條の他特に必要があると認めたと \$ は、

入札人の資格を定めることができる。

契約の履行に際し故意に工事若し これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、 左の各号の一に該當 する と認 める者を爾後二年間競爭に加わらしめない くは製造を粗雑にし又は物件の品質数量に また、 闘し不正の行 同様とする。 ت ح から 為が でき

- 競爭に際し不當に價格をせり上げ又はぜり下げる目的をもつて連合をなした者。
- 競争の 加 入を妨害し 又は競落者が契約を結ぶこと、 若し は履行することを妨害し

鳥取縣公報

検査監督に 際し係員 Ø 職務執行を妨げた者。

五 て正當 の理由が して契約を結ばず 又は契約を履行 しな カ> つ た

他の使用人として使用する者。 前各号の一に該當する事實があつた後二年を經過しない者を契約に 際し、 代理人、 支配人

前項に該當する者は、 他人の代理として、入札に参加することができな

第七十七條 左の各號の 一に該當する者は、 競爭に加わることができない

一年以來引續さその工事者し くは製造义は物品供給の業務に從事しない (但し公共團体等を

破産者で復權しな

b

若し

はその執行を受けることがなく

なるまで

懲役又は禁錮の刑に處せられその執行を終り、

責付又は保釋 の者 ~ T, 入札の 方法をもつて行 5 但 特別の事由に因 必要があると認めた

場合においては、 せり質に付することができる。

入札の方法により競爭に付しようとするときは、その入札期日 掲示その他の 方法をも しなけ ればならな 0 前 H より起算し、

よる公告 左に掲げ 現につ ኒጉ τ これをなす す

競爭入札に付する事項の

完濟又は完納期限。

74 競爭執行の場所及び日 契約條項を示す場所。

Ŧī.

入札の保證金額。

入札資格。

その 他必要と認める事 項。

第八十一條 競争に加わろうとする者は、 見積金額の百分の五以上 0) 保證金 ればなら

第六十五條第三項及び 第四項の規定は入札保證金に付 3 これを準用する。

第八十二條 入札をしようとする者は、 入札書を作り 封緘の上自己の氏名を表記し、 A U

おいて市區町村長の作製した資格證明書及び入札保證金と共に、 指定の場所、 日 時までに提出しな

ければならない。

2

郵便入札をしようとする者は、

入札書と資格證明書、

入札保證金とは

別封に

これを送達し

代理人に ければならない。 いて入札する場合は、 入札前に委任狀を差出さなければならない。

は 記載 訂正 叉は 削除をな 12 ij

ればならな

しなけ

第八十四條 旦提出 競爭に付しようとするときは、 た入札書の引換、 變更又は取消をするこ 豫めその競爭入札に付する事項の價格を、 とはできな

する仕様 設計 書等に ついて豫定し、 その入札豫定價格を封書にし、 開札の際これを開札場所に 當該事項に 闗

第八十五條 らない。 しめなけ 但し、 開札は、 ればならない 入札者で出席しない者があるときは、 公告に示 し た場所及び日時に、 入札者の面前に 入札事務に關係のない いおいて、 **吏員をして開札に立ち** これを行わなけれ ば な

入札者 でない 者は、 入札の場所 に入ることが できない

左の各号の 一に該當する入札は、 これを無効とする。

競爭に加わ る資格 ない者のなしたもの。

違反したもの。

Ξ 入札者又はその代理 人が二人以上の入札をなし たもの

四 五 入札者が協定して入札をな て不正の行為が あつたも したもの。 . တွ

入札保證金がその しないも

載事項を確認

第八十七條 入札の効力は、

主任吏員が、 これを决定する。

前項の决定に対しては、 入札者及び落札者は異議の申立をなすことができない。

第八十八條 入札は、 需要のものにあつては、 特別の條件を定めるも のの外は、 最低價の 者をも 0

供給 0 ものに あつては、 最高價の者をも つて落札者でするものとする。

第八十九條 第九十條 に達したものが 落札となる 開札の場合において、各人の入札のうち、第八十四條の規定により豫定した價格の ない ときは、 べき同 價の入札をした者が二人以上あるときは、 直ちに、 再度の入礼をなすことができる。 直ちに、 くじ で落札者を定 制限 め

 $\mathbf{2}$ 前項の場合におい て、 當該入札者のうち出席しない 者、 又はくじをひかない 者があるときは、 入

なけれ

ばならな

札事務に 關係のない 吏員をして、これに代りくじをひかせることができる。

入札に付 入札者若し ようとするときは、 くは落札者がない場合、又は落札者が契約を結ばない 第七十九條の期間は三日までに これを短縮することが 場合に 紡 ţ できる。 て、 更に

九十二條 消すことができる。 競爭に付するにあたり、 不正の行為があり又は競爭の實意がない 、と認め 72 たときは その

十三條 者が决定したとき は 直ちに、 その旨を、 本 人 に通 知 しなけ ればならな

2 前項の通知を受け た 日 から三日以内に、 契約を結ばなけばならな Ļ

落札人、 項の 内に、 契約を結ばないときは、 その 効力を失う。

二五

鳥取縣公報

九十四 餱 入札保證金は、 競爭を取消したるとき又は入札執行 後 落札者を除く 外は、 これを還付

できる。 落札者の 入札保證金は契約締結後還付する。 但し、 契約保證金の 部又は全部に振替えることが

第九十五條 入札 15 左に掲げ 付き不正 0 る場合に 行爲の お ä) Ę, た さ ては、 入札保證金は 縣の所 得とする

- 入札の取消をなしたとき
- 落札者が契約を結ばない **さ**き。

契

契約の性質叉は目的により一般の競爭に付する に掲げる場合に おい ては、 指名競爭に付することが 必要がな でき

Ç,

ح

- 一般の競爭に付するを不利と認め
- 一般競爭入札に付しても入札者のないとき又は落札者のないと
- 隨意契約によることができる場合においては指名競爭に付することを妨けない
- 第九十七條 指名競爭に付 ようとするときは、 なる べく五 人以上の入札者を指定し な け 礼 はなら

前項 お 6. T は、 第八十條に規定する事項を各入札者に通知し なければなっ

第 九十 これを準用する。 を発除することができる 七十 五條乃至第七十八條、 但し、 必要な し と認める場合にお 第 八 八十一條乃 至 いては、 一第九十五條の規定は、 第八十一條の保證金は、 指名競爭契約の場合

意 契 約

左に掲げる場合におい ては、 隨意契約によることができる。

- 一件五萬圓を超えない物件の買入れをなし、若しくは製造をなさしめようとするときっ
- 接に買入 特殊の物件又は特別使用の目的 れをなすとき。 ある物件をその生産者、 製造者若しくはその一 手販賣店より直
- Ξ 配給統制又は價格統制ある物件の買入れをなす場合にお いて競爭入札の必要がないときo
- 物件の借入れをなすときo
- 五 土地及び建物の借入れをなす場合その目的條件が競爭を許さない ときつ
- 六 豫定價格一件二万圓を超えない物件 (不動産を除く) を賣却する
- 縣の需要する物品の製造修理、 工場、 試験場その他これに 加工叉は 納入に使用せしめる 準するものの生産に係る物品を賣却するとき。 ためこ
- \$70 國又は縣の規定により 物件 0) 賣却又は貸付をなすとき。 賣却す るとき。 れに必要は物品を賣却する
- 土地又は林野の産物をこれ 10 特別の ある者に

~ 1. k

(第三種郵便物配可)

十五

勞力の供給を請負わせるとき。

00444

豫定價格 拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負になさしめるとき。 が五万圓を超えな 木を含む)をそ į, 、工事の 誘負をなさしめるとき。 元利害關係者の共同請負になさしめるとき。

昭和二十五年六月一日

(第三種郵便物認可

二八

官公署と契約をなすとき。 運送又は保管をなさしめるとき。

十八 現に契約履行中の製造又は物件の供給に關連するものでこれを分割して他の者に履行せしめ

第十九 契約の性質叉目的はが競爭を許さないとき。(昭和二十二年十二月縣議會同意)

第百條 他の條件を變更することができない。 意契約によることができる。 競爭に付しても、 入札者がないとき、 但し保證金及び期限を除く外、最初竸爭に付え者がないとき、又は再度の入札に付しても、 最初競爭に付するとき定めた價格に付しても、落札者がないときは その

第百二條 第百一條 第百三條 但し、 但し急施を要するとき、 り、當該價格又は金額の制限內で、 隨意契約によろうとするときは、 、限を除く外、最初競爭に付するとき定めた價格その他の條件を變更することができな落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限內で隨意契約によることができ 特殊の物件、 ては、 各目的に付き數人に分割して、契約をなすことを妨げな豫定價格又は落札金額を分割計算するこ と ができる場 市場における品質價格に甚しい差違のない なるべく二人以上から見積書を徴さなけ ができる場合に限 ر ان

第九十八條の規定は、 隨意契約の場合に付きこれを準用する。

第一節 蔵入蔵出外現金及び有價證券

第七章

第百五條 t; 有價證券と稱するのは、 この規則において、 蔵入蔵出外現金ご稱するのは、 際において保管の義務を有する有價證券をいう。 縣において保管の義務を有する現金を

第二節

第百六條 主任吏員の承認を受け。現金又は有價證券を添え、出納長又は縣出納員に納付しなければならない 蔵入蔵出外現金及び有價證券を納付しようとする者は、納付書(現金 は 第二十八号 0

但し、 入札保證金にあつては、 納付書 (第二十九号、 第三十号)に現金又は有價證券を添えて、 入

札主任吏員に差出さなければならない。

百七條 を交付し 入札保証金を納付し なければならない。 たときは、 入札主任吏員は納人に、 その受領證書 (第二十九号、

第三節

第百八條 縣出納員に請求 歲入歲出外現金又は有價證券の佛渡を受け なけ re ばならない。 但(、 入札保證金に ようどする者は、 あ って 法 請求書 入礼主任 に主任吏員 吏員に請求 の承認を得

2 その支拂をしなけ 但書の場合にあつては、 れば ならな 入札主任吏員は、 領收證書 (第二十九号、 第三十号末尾)を徴し、

昭和二十五年六月

(第三種郵便物認可)

號

外

昭和二十五年六月一日

洲南部

入札保證金を納付した者又は契約保證金代用有價證券を納付した者が、 入札主任吏員は、 出納長又は縣出納員に送付 その受領し た現金及 しなければならない。 び有價證券をその當日に、 支拂を了せない の保證金の送付 8 Oカラ

還付に要する費用を差出さなければならない

第百十一條 蔵入蔵出外現金及び有價證券の拂渡を受けようでする者は、 領收の旨を記載し、記名捺印の上、 これを差出さなけ 受領證書 ればならない (第二十七号、 第

二十八号裹面) 受けなければならない。 第二十八号)の余白に、 隔地の權利者は、 の余白に、 出納長又は縣出納員より拂渡通知を受けたときは、 領收の旨を記載し、 記名捺印の上、指定の縣金庫において、 受飢證書 (第二十

たときは、 拂渡通知(第三十二号)及び歳入歳出外現金拂渡通知書(第三十三号)の亡失き損に關しては、 これに領收の旨を記載し、 出納長又は縣出納員より歲入歲出外現金拂渡通知書(第三十三号)の送付を受け 記名捺印の上、 指定の縣金庫におい τ, 支拂を受けなり れば

第八章

十五條の規定を準用する。

3

この規則において、 物品と稱するのは、 備品、 消耗品、 動 物の 類 でをい う。

第百十三條 縣の保管に屬する物品に 闘しては、 この規則を準用する

第百十五條 間をも つて一年度とする。 物品の會計は、 すべて、 年度をもつて區分し、 每年四月一 日より翌年三月三十 日に

第百十七條 第百十六條 納員の保管を離れるを出てし、 物品の田納は、 物品の會計は、 現に、 購入、讓受、製造品、 賣却、 その出納を執行した日を以つて、 亡失、 き 損、 生産物の受入等、 生産のための 消費その他で、 年度の所屬を區分する その保管に屬するを 出納長又は縣 出

第百十九條 第百十八條 報告すると共に、 物品は、 物品の寄贈があつたときは、 購入した物品は、歸廳後、 これ 出納長又は縣出納員に引繼がなけ に闘する證憑書類を照査して、 直ちに、 主任 の吏員は、 品目、 ればならない。 直ちに、 數量、 受拂をしなければならない。 價格、 品目、 購入先を、 寄贈者を、 知事又は各廨長 叉資金の

第百二十條 所屬長を經て、 試驗、 生產收穫物品引繼簿 實驗、作業等により、 (第三十四号) により、 生産叉は收穫した物品は、 出納長又は縣出納員に引機がなけ これを擔當する主任の吏員 n ば

第百二十一條 屬課長の承認を經て、 物品の購入又は修繕を要するときは、 物品出納員より物品 (修繕) 請求書 各解にあっては各自から、 (第三十五号) により、 本廳にあつて 請求しなけ i

第百二十二條 條の請求を受けたときは、 その都度その當否を精査し、 物品購入及 X 修 何簿

(第三種郵便物認可)

第二十六号)により物品 主任更負又は職員に 郵便切手類は毎一箇方間の需要見込量を越えることができない。 が焼 交付す 入 ふば る事務用、 悭 絶せ 15 試驗、 こまし を請求者に貧與又は交付 檢查用等の消耗品類その他薪炭、 しなけ \$2 15 油の類は毎 ならない

 $\mathbf{2}$ 第百二十三條 郵便切手類 残高は翌月へ緑越さなけ 在勤地外にお の交付を受け た者は、 て要する物品は、 ばならない。 每月精算害 その需要見込量を限度として、 (第三十七号)を翌月十日までに提出すると共に、 主任の吏員に假渡

2 をすることができる。 假渡しをなした物品 は 假渡しの事由終了後五日以内に精算をしな け n ばならな

前項の精算完了後でなけ n II 次の假渡しをすることができな

第百二十四條 第百二十五條 の誤の物品出納員において物品返納簿(第三十八号)に登記の上。物品返納書(第三十九号)を添 敷量及び事由を詳具した頗末書を、 物品の貸與又は変物を受けた者が、 使用 貸與又は交付 の必要なきに至つたとき気は轉免その他 ればならない。 ればならない で受け た物品 但し、各解にあつては、物品返納書を省略することができる。 13. (本廳にあつては物品出納員及び所屬課長經由) その者に その物品を亡失き損したときは、直ちに、 お 7 の事由により、 れを保管しなけ 不用に屬する物品は、 ればならない 出納長又

その事實を調査 各々 知事又は各廨長の指揮を請わなければならない

差出さなけ

Q) 自然 き損を生じたもの は この限りでない。

 \mathfrak{D} 前項の場 報告しなけ にお ればならない て故意又は怠慢に因 つて物品を亡失き損し 72 Ġ Ø) であ るときは、 各廨長 11 知

Ġ

Q)

は、

各廨長におい

7

賣却又

第百二十七條 は棄却の處分をすることができる 一に該當する 物品で、 別段の定めの ない

試驗、 作業等により 生産又は收穫

修理 加工す 使用に堪える見込のないも 0)

 $\mathbf{2}$ その事 他の事由により 由 一及び方 知事の承認を受ける暇のな て、 見積價格五阡 て知 事の 承認を受け 圓以上の い場合はこの限りでない。 ものを處分しようとするときは、 なければならない。 但し、 腐敗、 各廨長は 變質そ

第百二十八條 て物品を保管轉換する要あるときは、 ればならない 廨長におい てこれをなし、 その品目

耗品の受拂 年三月三十一日に おい て、 翌年度に 繰越さなけ ればならない

第九章 出納長及び縣出 納員

3. 5. 5. 113

百三十 置 出 「納長及び 鍵は 縣出 自ら保管し 納 員 は なけ その手許に保管す n ばならな しっ る現金及び有價證券は、 但 現金に限 自己の責任をも これを堅固な容器の つ て、

(第三種郵便物認可)

號

昭和二十五年六月一

E

昭和二十五年六月一日

鳥取縣公嵙

號

三四四

(第三種郵便物認可)

は、これを蔵入に納付しなければならない。 を郵便局若し は確實な銀行に預け入 n これを保管することができる この場合の 預金利子

第百三十二條 第百三十一條 知しなけれ ればならない。 ばならない。 出納長及び縣出納員は、 出納長及び縣出納員は、 縣出納員を二人以上設置する廨にあつ その取扱に係る現金を、 照較の用に供する ため、 ては、 その印鑑を所屬縣金庫に 私金さ混 主任の 同してはならない 縣出納員が 璭 知し n を通

第二節 入

第百三十四條 第百三十三條 縣出納員は 目又はその翌日に、 領收證書 出納長及び縣出納員は、 その領收金高五百圓に達しないさきは、 出納長及び縣出納員は、 (第三十二 これを縣金庫に拂込まなけ 号)を納入に交付し その收納した歳入金は、 第二十八條及び第二十九條の規定に ればならない。 その旨、 十五日間 收支命令者に報告しなけ 以内の分を取まとめ、 納付書(第十四号)により、 但し、 縣金庫所在地外に在勤する より歳入金を收納 拂込むことが 領收の 0

第三節 歳入歳出外現金及び有價證券

第百三十五條 出外現金叉 ならない 出納長及び縣出納員は、 有價證券の納付を受け たときは、 納付書 これを領收し、 (第二十七号、 受領證書を納入に交付し 第二十八号)を添えて歳入歳

第百三十六條 く外、寄託 書 出納長及び縣出納員は、 (第三十二号) を添えて、 歳入歳出外現金を領收したさき 領收の H 叉はその翌日に、 これを縣金庫に寄託しなけ 時保管でなすも

第百三十四條但書の規定は歳入歳出外現金の寄託 に付きこれを準用 - j.

たざきは、その支拂をな 出納長及び縣出納 員は、 (第二十七号、第二十八号裏面) 權利者より 蔵入蔵出外現金又は有價證券の を徴さなけ 拂渡し請求を受 ればならない。

2 前項の場合において、その歳入蔵出外現金が縣金庫に寄託のものであるときは、 該寄託金領收證書の裏面 (第二十七号、第二十八号裏面) (第三十二号) に拂渡通知を記載して、 を徴さなけ これを權利者に交付し 現金の交付に代 領

第百三十八條 は、該寄託金領收證書の裏面(第三十二号) 縣金庫に交付し、その領收證書を徼さなけれ 出納長及び縣出納員は、 隔地の權利者に に、支拂の場所及び送金を要する旨を記載した拂渡 歲出 外現金の排渡しをしようとする とき 通

第百二十九條 當の書面をもつて、 八号)を変付しないものにあつては、歳入歳出外現金拂渡し通知書(第三十三号) その他の者には、適 歲入歲出外現金排渡し通知書又は書面に 出納長及び縣出納員は、 その旨權利者に通知しなけ 前條の手續をなしたときは、 代えて、電信をもつて、その旨通知しなければならない 但し、 受餌證書(第二十七号、 電信送金の場合においては、

十條 納長及び縣出 外 納員 は 權利 者より 有價證券附屬利札交付の請求を受けたこきは、 (第三種郵便物認可 三五

(第三種郵便物認可

第百四 する旨を記載した鴣渡通知 たときは、該寄託金領收證書 日 來 たものに 出納長及び縣出納員は、 þ, れを交付 (第三十二号裏面) (第三十二号) の裏面に、 歳入歳出外現金が、 その領收證書を徴 を縣金庫に 歲入年度、 法令その他契約に基い 交付して、 3 なけ \$2 會計名、 ばなら 振替拂込の手續をなさ 15 科目及び振替收入を要 て縣の所有と めな 73 0

2 券を換價して、 出納長及び縣出納員は、 蔵入に編入の手續をしなけ 有價證券が 法令その ばならない。 他契約に基い て縣の所有となつたときは、 該有價證

ければならな

3 前二項の手續をしたときは、 その旨納人に通知しなければならな

第百四 直ちに、 (第三十三号)の記載事項の中に誤りのあることを發見したときで、 訂正の手續をなし、 出納長及び縣出納員は、 旣に支拂濟であるどきは、 拂渡通知(第三十二号裏面)又は歳入歳出 その訂正方を、 現金支拂未濟である場合は、 縣金庫に請求しなけ 外現金拂渡 n 通 ばな 知

第百四十三條 第三十九條第四 十條及び第四十六條の規定は歲入歲出外現金に付きこれを準用する

第百四十四條 その、縣有であることを明瞭にしなけれ 出納長及び縣出納員は、 物品を檢收し ばならな たこきは、 押印、 烙印、 その 他適宜の 方法

第 十 五. 條 出納長及び縣出納員は、 備品を貸興したてきは、 貸與簿に登載しなければならな

但 貸與簿に よらないときは、 借用證書を徴さなけ ればならない

第百 四十六條 八に送付 しなければならない。 物品を保管轉換する ときは、 出納長及び縣出納員は、 物品保管轉換引繼書(第四十号)

これを受け た出納長及び縣出納員は、 直ちに、 物品保管轉換領收 書 (第四十号の二)を送付しなけ

第百 ればならない 四十七條 且つ、 品種每 H 納長及び縣出納員は、 に區劃配置し T, 常に現在品と帳簿の整理をな その保管に屬する物品は、 戶 締 その鍵は自 0 ある場 ら保管 所又は倉庫に しなけ 、藏置 n ば

第百四十八條 ならない。 出納長及び縣出 | 納員 は 每年度一 回以 上物品 ځ 帳簿 母と照合し、 その 照合濟年 ·月日

貸與又は交付した物品 末尾に 記載の についても、 その 顛末を また、 知事又は、 隨時照合檢査しなけ 廨長に報告しなけ ばならない ればならない

第五節

第百 ちに、 四十 事 由を知事又は廨長に報告し 納長及び縣出納員は、 保管に係る現金、 なけれ ばならない。 有價證券又は物品を亡失き損したどき

第百五十條 「納員が、 その保管に屬する現金、 し、意見を付し 有價證券、 これを知事に報告しなけ 又は物品を亡失き損 n ばならない たとき は 解長

+ 條 長及 び緊出 「納員は、 その保管に 屬する現金、 有價證券又 は物品の 亡失 損

取縣公報

號

外

昭和二十五年六月

明を添付し

ばならない。

昭和二十五年六月

(第三種郵便物認可)

三八

提出すること

鳥坂縣公報

へできる 資を免 *L る ぐ ŧ 理由 があるご信ずるごきは、 その 事由を證明した書面 E 知事に

第百五十二條 單に自ら事務を執らな H 納長及び縣出 ここを理 納 員 は 削 として, その責に屬する その責任を発が 現金、 有價證券又は れることはできない 物品 の出 納保管に

引

第百 ħ. 年月日を記入 十三條 出納長及び縣出納員の交替の場合に 後任者とともに記名して印をおさ お なけ τ は ればなら 前任者は現金出納簿に締切をし、

出外現金現在高の證明を懸金庫 頃の場合に て、 出外現金を縣金庫に寄託 に對し請求しなけ ればならない。 しているときは、 締切をし た日におけ

第百 通を調製し、 九十四條 收支計 前條の場合において前任者は締切をした日における收支計算書、 は縣金庫の證明を受け、 現金出納計算書には、 前條第二項の縣金庫の證 現金 山納計 算書各三

第百五十五條 の他の言類の目錄三通を作製し、 し各一通を保 前任田納長及び縣出納員 及び目録に 後任 ればならない id 出納長及び 年月日及び受渡を終つた旨を記 削 條の 縣出納員並び 收支計算書、 に收 現金出 支命令者の立會の上現物に 納計算書、 À 諸帳簿、 兩者にお 證據書 いて 名

手續を終つたときは、 後任出 納長及び縣出納員 は 31 H " 文計算書、

らない。 金出納計算書を添付した引機書を知事 (各解に にあつて は廨長及び出納長經由) に提出しなけ \$L

ば

00455

第百五十七條 歲入歲 出外現金の引機を了し たどきは、 後任出納長及び縣出納員は、 現在高引繼通

書を、 縣金庫に送付 しなければならな

第百五十八條 いときは、 命令者の命じ 出納長及び縣出納 た更員に 員で、 おいて、 死亡又はその他の事由に因 事務引繼の手續 をしなければならな b 自ら引繼をなす こごが

第七節

第百五· ことを發見し 十九條 たさきは、 出納長及び縣出納員 收支命令者又は縣金庫に は 領收濟報告書又は カラ 納 訂正を請求 付書、 寄託 語の記 a 載事項· 中 10 誤 から は Ď

第百六十條 出納長及び縣出納員は、 その拂込濟の證明を受けなけ 現金拂込に係る領收證書を亡失又はき ばならな お T

第十章

一節

則 庫

第百六十一條 納長及び 縣金庫の現金出納は、 縣出納員から 要求が その所屬廳廨 あつたこきは、 の執務時間による。 時間外 におい T ŧ, 但し、 その 取扱をしなけ 己むを得 事由 ば

第百六十二條 縣金庫は、 知事の指定する廳解へ 事務員を派出 して、 出納事務を取扱 b せ なけ \$L ばな

昭和二十五年六月一

第百六十六條

縣金庫は、

納人より現金の納付を受けたときは、

これを領收

領收受

昭和二十五年六月

第百六十三條

縣金庫は、

左

の區分に

納を取扱わなけ

ればならないの

歲入歲出外現金

金

回 金

第百六 蔵入金蔵出金は、 餱 縣金庫は、 各會計毎にこれを區分しなければならな その印鑑を所屬收支命令者、 出納長及び縣出納員に送付し

なけ

n

第二節 入

第百六十五 左に掲げる場合にあつては、 出納長又は縣出 納員の 金庫に對する通知 ò۶ å) 0 ものと

納額告知書及び納付書により收納せしめるとき 市町村及び 特別徴收義務者等收納事務を取扱うもの 縣税並びに縣稅外諸收

受け

(第二十八條參照)

を納入に交付し、

領收濟通知書(第十二号)は、これを收支命令者に送付しなければならない

第百六十七條 額告知書 (第十一号) 縣金庫は、 び納付書 人 收入振替 (第十四号)に接續の (第十三号) の納付を受け 領收證書を納人に交付し、 たときは、 これを領收 通 がれば知書は、納

接續のまま、 2 に振替納金 (第十三号) 領收濟通知書を添えて、 指定の縣金庫に送付し

なけ

第百六十八條 第十四号)を添えて、 納付書、 領收證書及び領收濟通知書に、 縣金庫は、 現金の納付を受けたときは、 出納閉鎖期限後に納 現年度歳人の押印をしなければならない 入より過年度所屬の納額告知書 現年度の 歳入さし Ť, これを領收し、 (第十一号及び納付書 納額 知

第百六十九條 領收濟通知書に、 添えて現金の納付を受けたときは、現年度の歳入としてこれ 縣金庫は、 現年度歳入の 押印をしなけ 鎖期限後に、 返納人より過年 を領收し、返納告知書、領收證書及び度所屬の返納告知書(第二十二号)を

前三條の規定は、 た場合にも、 出納長及び縣山納員又は收納事務を取扱う市町村その 他の者より、 現

歲計 余 金 8 直 5 É 翌年 進 の 歳入に 繰 越

昭和二十五年六月

鳥取縣公報

第百七十二條 (第四十二号) 縣金庫に を知事に提出 おけ る歳入金下屋の L なけ 方法は、 te ばならない

歳出金支拂の規定を準用する。

第百七十三條 縣出 を要する支拂通知 一納員に 縣金庫 しなけ (第十七号、 ればならない 送金を要する支拂通知(第十七号)及び同一支出科目より 第十八号) を受けたときは、 領收證書 (第四十三号) 数 入の を出納長又は 債主に 支拂

つて、 その 通知をしなけ 他の縣金庫を支拂場所 (第四十四号) を送付しなけ ばならない に指定し ればならない。但し、 た支拂通知を受けたときは、 電信送金を要するときは、 その い縣金庫に 、對して、 電信を

振替拂渡案內書 「證書を該案内書又は電信を發し (第四十四号) 又は拂渡通知の電信を受けた縣金庫は、 た縣金庫に送付 なけれ ばならない 現金を交付したどきは、 領

適宜の方法によう送金をなし、 前條の場合において、 領收證書を徴きなけれ その支排通知に記載の支拂場所が ばなら ない 縣金庫以 外 0) 地 で

第百七十六條 振替受拂の手續をなり (第四十五号) 又は歳入歳出外現金、 縣金庫は收入又は遊入歲出外現金に振替を要する支拂通知 に係る支拂通知領收證書 客託金領收證書 (第四十三号) (第四十六号) (第十七号) Ž, 及び收入に係る領收濟通 出納長又は縣出 を受け 24 72 納員

第百 第百七十八條 百七十九條 であることを確認の上、 を、田納長又は縣出納員に途付し 縣支部長) 七十 七 へ拂込を要す 縣金庫 縣金庫 係る支排通 縣金庫は、 اخر ij Z 0) 知領收證 左 受取入より支排の請求を受けたときは、 地 る送金排の 力職員 10 に掲げる 支拂をなし 共 場合 濟組 支拂通知 (第四十三号)及び共濟組合掛金排込通知書(第四十五号の二) ばならない 合鳥取縣支部長 おいて 領收證書を徴さなけ (第十七号) を受けたこきは、 は 0 受取 (教職員にあ 入にその n 關係書類 ばならな 事由を告げ、 つては公立學で共濟組合鳥取 i M 直ちに、 查 支拂を τ, 拂込の手續を 拒否 正當受取人 な

支排通知 (第十六号) 又は歳出金支拂通知書 (第十九号) が案内支拂通知 (第十六号) 叉 は

U

表 (第十八号) 振替拂波紫内書(第四十四号)符合せず者しく は照査 難い

---支撐通知 案內支排通知 (第十六号) 又は歳出 (第十六号 | 又は 振替拂渡案内書(第四十四号)の到達しないでき 金支排通知書 (第十九号) 'nз 正規 の形式 によらない ح

がなけ 歲出金支排通知書 ば支拂をなすことができない。 期限を經過しているどき を亡失した者に對し、 未支拂の證明をなし 伹 亡失した歳出金支拂通知書を發見 た後は、 出納長又は縣出納

して未支拂紀

員

0)

第百 に提示するも 定額戾 對しては、この限りでない 入の 方法 は 歲入金收納 規定を準用 する。

鳥取縣公報

第百

十七條

縣金庫は、

出納長及び縣出納員又はこれを監督する者より

歲人歲出外現金現在

高證

明の請求を受けたときは、

その證明をしなけ

n

ばならない

第五節

昭和二十五年六月一日

第百八十一 內支拂通 支拂通知年月日、會計名、 知 (第十六号) 縣金庫は、 æ, 出 納期限内に支拂を了せないもの その翌日までに、 科目、番号 (金額氏名表番号)金額氏名を調査して、 出納長又は縣出納員に返付し、 があるときは、 直 拂のものに 隔地拂の 直ちに、 つ ţ, 出納長 T つ は しっ

又は縣出納員に報告しなければならない。

第百八十二條 (第三十二号) は、 出納長又は縣出納員より歲入歲出外現金の拂込を受けたと これを出納長又は 縣出納員に送付しなければならない きは、 寄託金領

第百八十三條 客託書又は關係書類と照査の上 出納長又は縣出納員の發し 支拂をしなければならない。 た拂渡通知書 (第三十二号裏面) を受け たと

第百 納長又は縣 八十四條 縣金庫は送金を要する拂渡通知書 (第三十二号裏面) を受けたとき は 領 收證書を出

第百八十五條 第二十八号) (第四十四号)の送付を受けた縣金庫は、 又は歲入歲出外現金排渡通知書 (第三十三号) 受取人より提示する受領證 ど照査の上、 支拂を

第百八十六條 規定の外、 縣金庫における 歲入歲出外現金の支拂方法は、 歳出金支拂の規定

を準用する。

い

第百八十

縣金庫は、

回送金の受授に付

3

證憑

書

第四十八号)を交換して置第四十七号)を交換して置

か

なけ

n

15

ならな

第百八十八條

縣本金庫は支拂の必要に應じて、

各支金庫に回送金をな

常に支拂に差支の

しなけ

ればならない。

收 入 振 金

第百九十條 縣金庫は、 振替納金請求書(第十三号) を添えて納付又は拂込を受けたときは、 n 垫

收入振替金さして、 受入整理 しなけ te ばならない

第百九十一條 して、 拂出の手續をしなけ 縣金庫は、 振替納金領收濟通知書 ばならない。 (第十三号) の送付を受けたときは、 收入振替金と

第七節

第百九十二條 受入整理し 他の縣金庫を支拂場所ごする支拂通知を受けたときは、 (第百七十四條參照 支出振替金さ

(第三種郵便物認可

四五.

書及び電信通

支排をなすどきは、

支出振替金と

T

出

和二十 五年六月 第百九十九條

收入支出及び現金有價證券並びに物品の

出納處理のため左に掲げる帳簿を設け

なけ

ばならない。

出納長設置

收入簿 歲入簿

(第五十三号)

(第五十四号) (第五十二号)

(第五十一号)

歲出簿 支出簿

現金出納簿

(第五十五号) 物品出納簿

(第五十

七号)

有價證券出納簿

(第五十八号)

各解縣出納員設置

(第五十三号)

支出簿

(第五十四号)

(第五十九号)

支出簿

(第六十四号) 現金出納簿

簿

(第六十一号、

(第六十五号)

(第六十三号)

縣本金庫設置

現金出納簿

(第五十五号) 物品出納簿

(第五十七号)

有價證劵出納簿

(第五十八号)

資金の前渡を受けた者

(第五十五号)

前渡資金整理簿

(第五十六号)

第八節 計 算

第百 九十四 縣支金庫は、 每日現金日計表 (第四十九号) を調製し、 これを縣本金庫に送付しなけ

則

第百九十六條 寄託 金領收證書等を亡失き損したため、拂込濟證明の請求があつ條(縣金庫は、出納長又は縣出納員その他拂込をなした者よ つたときは、 領收濟通知書 その 事由を帳簿又知書、領收證

第百九十八條 書を受け 該屆書に證明 縣金庫は、 おいて、 (第二十一号)し、 その取扱に係る帳簿その他の書類を年度經過後六箇年間、 その金額支拂未濟であるときは、 届出人に返付しなけ ればならない その事由を帳簿又は誇憑書類に記入の

則 簿

島取縣公報

第二百條

歲入豫算整理簿

(第七十二号) (第六十四号)

及び

歲出金豫算經理簿

(第七十三号)

を備え、

現金出納簿

(第六十五号)

(第六十三号)

支出簿

Ŧî.

昭和二十五年六月一日

第百九十五條 一ればならない 縣本金庫は毎日縣金庫現金現在高報告表 (第五十号) を調製して出納長に提出

第九節

第百九十七條 は證憑等類に記入の上、 縣金庫は、 歲出金支拂通知書、 證明書を請求者に交付しなけれ 歳入歳出外現金拂渡通知書の ばならない 亡 失又はき損に係る届

これを保存しな

第十一章

昭和二十五年六月

(第三種郵便物認可

四七

外

(第三種郵便物認可)

第二百二條 第二百一條 四号)消耗品交付簿(第七十五号)を設け、 この規則に定めるものの外、 物品出納員及び各願長におい 設置しなければならない補助簿は、 て物品 その取扱に係る物品の出納を登記しなけれ の保管を命じた主任の吏員は、 別にこれを定める。 備品整理簿 ばならない

包言

第二百三條 るよう字体を残し、 ようとするどきは、 帳簿の記載事項は、これを改めなほすことができない **挿入する文字は、その右側又は上位に記載しなければならない** 抹消する文字には、二線を引いて捺印し、原文字は、 なほ、 訂正若 0 明ら L かに 一讀み得

第二百五條 第二百四 どはできない 餱 耳 記簿は、すべて、 止むを得ない 登記 した後に、 事由により、 證憑書により收入、 科目又は金額 完了することができない 訂正を要する 支出及び出納の 80 カラ 即日これを完了しなければな どきと雖も、 あるときは、 その翌日を超えるこ 决定書によらな

ればその 更訂を登記することができな

第二百六條 ればならない 現金出納簿は、 各種別を通じて 一冊でし、 各種別每 に口座を設け、 年度毎に區分し H

振替納付する場合にお 出納長及び縣出納員において、 しっ ては、 特に受入と 蔵出金叉は蔵入蔵出外現金を蔵入叉は蔵入蔵 L て記帳をなさず、 直ちに、 **緊金庫に排込みの** 出 外現金に 記帳を

なければならない。

第二百九條 第二百八條 で同一支出科目より數人の債主に支拂を要する支拂通知及振替えを要する支拂通知(第十七号、 十八号)を受けたこきは、支出簿 縣金庫 案內支拂通知書 っては、 (第六十四号) 案内支排通知受領額欄に登記しなけ 出納簿の登記は、 (第十六号)の送付を受けたさき又は送金を要する支拂通 これを省略すること ればならない

- 硝子製品その他使用命數の 短い常用備品で購入價格五十圓未滿のもの
- 購入後直ちに交付する消耗品類
- | そうでは、これでは、これには、これは一次和保證金で即時還付するもの

條 資金の前渡をし たときば、 支出額として計算記帳しなけ ればなら

- 二章 計算 一 證明

即總則

の数字は、 いるもの 「壹」「貮」「參」「拾」「貮拾」「參拾」 はこの限りでない 算書及び證憑書類に記載する金額その他の數量で「一」「二」「三」 (1) 字 体 **を用いなけ** 12 ばならない。 一十二一世二十二 表

第二百十二條 算書及び證憑書類で、 ればならない 紙に書き蓋せない 6 は その繼目、 若し は綴目に、

第二百十三條 證憑書類は原本に限るの 若 し原本を提出できない ときは、 當該吏員 0) 保證 0) あ